

信州大学大学院 総合人文社会科学研究科

総合人文社会科学専攻（法学分野）

2020年度入学者選抜試験

「筆記試験」

2020年2月1日

10:00～11:30（90分）

【注意事項】

- ▼ 受験票を机の上に提示してください。
- ▼ 開始および終了の合図のほか、試験監督者の指示に従ってください。
- ▼ 体調不良や質問等があれば、挙手で合図してください。
- ▼ 電子辞書等の持ち込みは禁止されています。
- ▼ この冊子には、3科目（憲法、民法、刑法）の問題が含まれています。
試験開始後、これらのうち1科目を選択して解答してください。

憲 法

〔設問 1〕

硬性憲法について説明しなさい。

〔設問 2〕

20**年、わが国においては衆議院議員の選挙制度として、2020年1月と同じ制度である小選挙区比例代表並立制が採用されている。20**年1月に衆議院議員の総選挙が行われ、Xは有権者として投票した。この総選挙の時点で、Xが投票した小選挙区では有権者数が50万人であったが、全国で最も有権者数の少ない小選挙区では有権者数が25万人であった。このことを知ったXは、憲法に反するのではないかと考えたが、(1)どのような性質のどのような権利がどのように扱われていることが憲法に反するのか、(2)最高裁判所はこのような問題についてどのような判断枠組を用いているのかを知りたいと考えて、弁護士であるあなたのところに相談に訪れた。なお、20**年においても、最高裁判所はこのような問題について、2020年1月と同じ判断枠組を用いているものとする。また、小選挙区とは一つの選挙区から選出する議員が1人である選挙区のことである。

あなたは弁護士として、Xの相談に対して、(1)(2)の点を中心として憲法上どのようなことが問題になるかを述べなさい。

〔参考条文〕

日本国憲法第14条

第1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第2項 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

第3項 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

日本国憲法第15条

第1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第2項 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

第3項 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第4項 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

日本国憲法第44条

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

日本国憲法第47条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

民法

〔設問 1〕

判断能力の不十分な者が取引において不利益を被らないように保護するための制度として民法上どのようなものがあるか説明しなさい。

〔設問 2〕

Xは、2*25年10月、鮮魚店を開業するため甲土地を購入した。Xは、融資依頼先の銀行から店舗の間口を広げるようにとの指摘を受けたため調べてみたところ、甲土地には乙土地が隣接しており、Aが乙土地の登記名義人となっていることが分かった。そこで、Xは、2*26年2月、Aから乙土地を80万円で買受け、所有権移転登記を経由した。

ところで、XがAから乙土地を買受けた当時、乙土地はYが丙建物の専用進入路として利用していた。Yが乙土地を利用することになった経緯は以下の通りである。即ち、Yは、2*03年3月にAから数筆の土地を購入していた。Yが購入した土地の中に乙土地は含まれていなかったが、Yは、乙土地も購入した土地に含まれると過失により誤信していた。乙土地は、ちょうど公道と丙建物の間に位置しており、Yは乙土地につきコンクリート舗装を行う等の整備を施し、丙建物の専用進入路として利用していた。公道から丙建物に入るにはこの甲土地を通らないと著しく困難な状況にあった。

XはYに対して乙土地のコンクリート舗装を撤去し、乙土地を明渡すように求めた。Xは、Yが乙土地を丙建物の専用進入路として利用しており、乙土地の利用ができなくなると丙建物に入るのが著しく困難となることは認識していたが、乙土地につきYに取得時効が成立しているか否かについては調査していなかった。YはXの請求を拒むことができるか、問題となるところを検討しなさい。

なお、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）は、2020年4月1日より施行となるが、解答にあたっては、改正前及び改正後の何れの民法を基準に答案を作成してもよい。改正後の条文は以下の通りである。

〔参考条文〕

民法第162条（所有権の取得時効）

第1項 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

第2項 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

民法第177条（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

刑 法

〔設問 1〕

我が国の刑法典が認める刑罰の種類・内容について説明しなさい。

〔設問 2〕

以下の事例の X には、Y に対する自殺教唆罪と殺人罪、どちらが成立するか論じなさい。

無職の X (40 歳・女性) は、身寄りがなく一人暮らしの近所の住人 Y (61 歳・女性) に、自分は長年占い師であったと嘘を言い、金をとって、でたらめな占いなどをするうちに、X は Y から「よくあたる占い師がいる。神様みたいだ」と近所の者に吹聴されるほどの盲信に等しい信頼を得るようになった。Y の信頼を得た X は、Y に対し、「運気が上がるようにと、自分が特別に念をこめたものである」と述べて、Y に数百万円の数珠などを売りつけ、X はその金を遊興費として使った。

やがて、X は、X の占いがでたらめであることはそのうち Y にも判明するであろうし、そうなれば Y は、騙されて高価な数珠を購入させられたなどと警察に通報するかも知れないと考えるようになった。そして、Y さえ死んでしまえば、そのような心配はなくなり、また、自ら手を下すよりは Y を自殺に追い込んで死なせてしまえば殺人罪に問われることもないのではないかと、Y は自分の言うことは盲目的に信じるようになっており、脅したりすれば何とか同女を自殺に追い込むことができるのではないかなどと考えるに至った。

そこで X は、Y に対し、「Y に悪霊が乗り移ったので、Y は気づかないうちに、深夜、刃物を持って街を徘徊している。まもなく警察が Y を調べに来る。警察につかまれば、刑務所に行くことになる」などと嘘を述べて脅迫し、不安と恐怖におののく Y を、警察の追及から逃がすという口実で連れ出し、20 日間山中を連れ回した。その間体力も気力も弱った Y に、近所の人にみつかるとすぐ警察に捕まるとか、警察に逮捕されれば、死ぬまで刑務所の中であるなどと述べて、もはやどこにも逃げ隠れする場がないという状況にあるとの錯誤に陥らせたうえ、自殺する以外にとるべき道はない旨、四六時中、執拗に勧めて、Y を心理的に次第に追いつめた。

犯行当日には、X は、「警察官がついに事情聴取に来た」などと嘘をいって Y の恐怖心を煽る一方、「悪霊の力を抑えきれず、もはやこれ以上庇護してやることはできない」旨を告げて Y を突き放し、Y において、もはやこれ以上逃れる方法はないと誤信させて、自殺を決意させ、Y 自ら農薬を嚥下させて死亡させた。

〔参考条文〕

刑法第 199 条 (殺人)

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。

刑法第 202 条 (自殺関与及び同意殺人)

人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁固に処する。